

議案第116号

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例案

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第56条（第12項を除く。）、第57条及び第58条」を「第56条から第58条まで」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

（地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 8 条 第 3 条から前条まで（第 3 条中設備運営基準第 1 条及び附則に係る部分並びに第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（設備運営基準第 12 条第 7 項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第 54 条、第 55 条（第 4 項第 1 号イを除く。）、第 56 条（第 12 項を除く。）、第 57 条及び第 58 条**まで**並びに設備運**から**

営基準第 59 条において準用する設備運営基準第 2 条から第 8 条まで、第 9 条第 1 項、第 12 条の 2 から第 15 条まで、第 17 条から第 22 条まで、第 23 条第 1 項、第 24 条から第 29 条まで及び第 31 条並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号。以下「平成 27 年改正省令」という。）附則第 4 条第 4 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令第 10 条の規定による改正前の設備運営基準第 56 条第 12 項に定めるところによる。

2 省 略